「ちばの木づかい」CO_2固定量認証制度

趣　旨

近年の地球温暖化等の環境問題に対する関心の高まりのもとで、県産木材の利用によるCO_2固定量を県が認証し、県産木材の利用を推進することにより、森林資源の循環利用を進め、千葉県の森林の公益的機能の持続的発揮を図るとともに、県民の皆様に森林や地球環境の保全に対する認識を深めていただく契機とすることを目的としています。

固定量認証制度

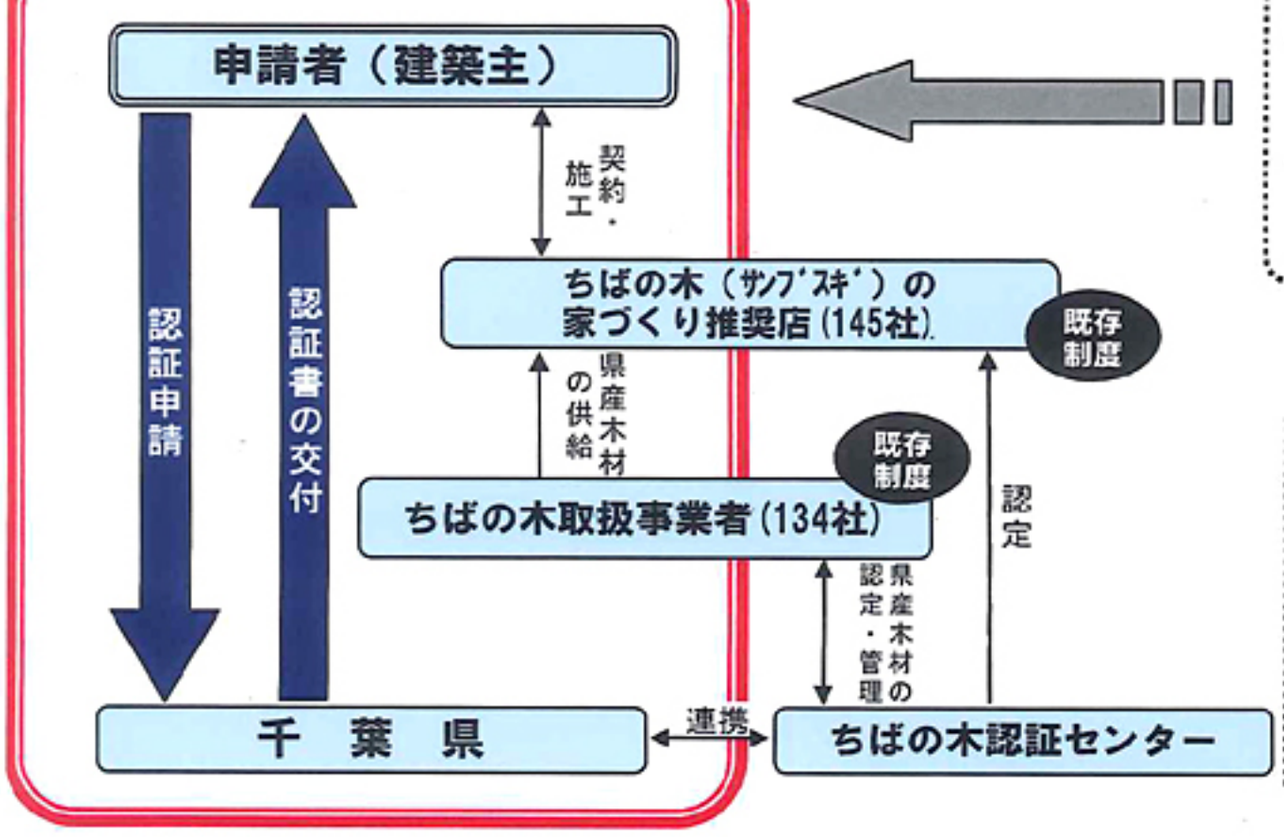

認証制度の推進力

◆個　人:
- マイホームの環境貢献度の「見える化」
- 金融機関との連携による金利割引制度

◆事業者及び金融機関:
- CSR活動による企業のイメージアップ

関係機関の役割

◆千葉県の役割
- 県産木材によるCO_2固定量の算定・認証
- 県産木材の使用量・使用率の算定

◆ちばの木認証センターの役割
- ちばの木認証制度の運営・管理（取扱事業者の認定、認証制度の管理）
- ちばの木（サンブスギ）の家づくり推奨店の認定

認証対象となる建物

①新築の木造建築物
（建売を含む個人住宅、店舗、事業所）
②「ちばの木」を50%以上使用
③施工者は「推奨店」であること
④使用する「ちばの木」は、ちばの木認証材であること

申請手続き

①申請者：建築主
②必要書類
◆申請書　◆確認済証の写し　◆平面図、立面図等概要の分かる図面　◆木材使用量計算書◆ちばの木販売管理票（A）の写し
③提出先：千葉県庁（森林課）

認証までのスケジュール

①木材の使用量確定時点で知事へ申請
②県で審査し、認証票交付
（事務処理期間：約20日間）
③金利割引制度を受けるためには、今後、金融機関が定める手続が別途必要

用語解説

①ちばの木とは・・・　県内で伐採、製材された、「ちばの木認証」材であること
②推奨店とは・・・　木材振興協会が行うちばの木（サンブスギ）の家づくり推奨店の認定受けた事業者

問合せ先

◆認証制度全般については・・・
千葉県農林水産部森林課林業振興室
電話：043－223－2966
FAX：043－225－7448
メール：sinkou@mz.pref.chiba.lg.jp

◆ちばの木認証制度等については・・・
ちばの木認証センター
（事務局：千葉県木材振興協会）
電話：0475－53－2611

金融機関との連携

本認証を受けることで、金融機関の住宅ローンの金利割引等を受けることができる場合があります。
詳しくは、下記金融機関各支店等へお問合せください。

◆千葉銀行「ちばの木活用住宅ローン」（店頭表示金利より全期間１．２％割引）
◆千葉興業銀行「ちばの木づかいホームローン」（店頭表示金利より最大全期間１．２％割引）
◆京葉銀行「千葉の木づかい住宅ローン」（店頭表示金利より全期間最大年１．２％割引 保証料不要）